

連合広島 2019春季生活闘争方針と具体的取り組み

I. 2019春季生活闘争スローガン

今こそブレイクスルー！ 全ての労働者の処遇改善と働き方の見直し！

II. 2019日春季生活闘争の概要

2019春季生活闘争の意義と目的

2019春季生活闘争は、「総合生活改善闘争」の位置づけのもと、国民生活の維持・向上をはかるため、労働組合が社会・経済の構造的な問題解決をはかる「けん引役」を果たす闘争である。「賃金引上げ」と「すべての労働者の立場にたった働き方」の実現を同時に押し進めるとともに、働き方も含めた「サプライチェーン全体で生み出した付加価値の適正配分」に取り組み、取引の適正化と健全で安全で働きがいのある職場を実現し、個別企業のみならず、社会全体の生産性向上を促していく。その基盤となるのは、これまで労使で確認してきた「生産性向上三原則」である。

「人的投資の促進」「ディーセント・ワークの実現」「包摂的な社会の構築」経済の自律的成長をめざす

III. 2019春季生活闘争の基本的な考え方

1. 賃金の「上げ幅」のみならず「賃金水準」を追求する闘争の強化
(1) 「底上げ・底支え」「格差是正」の取り組みの継続と賃金の絶対値の重視
(2) 賃金の実態把握と相場形成に向けて
(3) 取引の適正化の推進
2. 「すべての労働者の立場にたった働き方」実現への取り組み

IV. 2019春季生活闘争の具体的要求

◆賃上げ要求

1. 月例賃金

- ①すべての組合は月例賃金にこだわり、賃金の引き上げをめざす。要求の組み立ては、定期昇給相当分（賃金カーブ維持相当分）を確保した上で、名目賃金の到達目標の実現と最低到達水準の確保、すなわち「賃金水準の追求」にこだわる内容とする。
 - ②構成組織はそれぞれの産業ごとの個別銘柄の最低到達水準・到達目標水準を明示し、社会的共有に努める。組合は、組合員の個別賃金実態を把握し、賃金水準や賃金カーブを精査してゆがみや格差の有無などを確認した上で、これを改善する取り組みを行う。
 - ③賃金制度が未整備の組合は、構成組織の指導のもと、制度の確立・整備に向けた取り組みを強化する。
 - ④月給制の非正規労働者の賃金については、正社員との均等待遇の観点から改善を求める
- ②初任給について社会水準を確保する。 ➤18歳高卒初任給の参考目標値……172,500円

◆規模間格差の是正（中小組合の社会横断的水準の確保）◆雇用形態間格差の是正（非正規労働者の社会横断的水準の確保）

- ①賃金の絶対額を重視した月例賃金の引き上げ
a) すべての中小組合は、賃金カーブ維持相当分（1年・1歳間差）を確保した上で、自組合の賃金と社会横断的水準を確保するための指標（下記枠囲み参照）とを比較し、その水準の到達に必要な額を加えた総額で賃金引き上げを求める。また、獲得した賃金改善原資の各賃金項目への配分等にも積極的に関与する。
b) 賃金実態が把握できないなどの事情がある場合は、連合加盟中小組合の平均賃金水準（約25万円）と賃金カーブ維持分（1年・1歳間差）をベースとして組み立て、連合加盟組合平均賃金水準（約30万円）との格差を解消するために必要な額を加えて、引き上げ要求を設定する。連合加盟組合平均賃金水準の2%相当額との差額を上乗せした金額6,000円を賃上げ目標金額とし、賃金カーブ維持分4,500円を加え、総額10,500円以上を目安に賃金の引き上げを求める。
- ②賃金カーブ維持分の確保
賃金カーブを維持することは、労働力の価値の保障により勤労意欲を維持する役割を果たすと同時に、生活水準保障でもあり、必ずこれを確保する。

- 時給引き上げの取り組みは、非正規労働者の労働諸条件の「底上げ・底支え」「格差是正」と正規労働者との均等待遇の実現をはかる観点から、次のいずれかに取り組む。
- ①高卒初任給等との均等待遇を重視し、時給1,050円を確保する。
 - ②すでに時給1,050円超の場合は、正社員との均等待遇の観点から改善を求める。
 - ③「都道府県別リビングウェッジ」を上回る水準めざして取り組む。
 - ④昇給ルールの導入・明確化の取り組みを強化する。昇給ルールが確立されている場合は、その昇給分を確保した上で、「働きの価値に見合った水準」を追求する。

◆男女間賃金格差の是正

男女間賃金格差は、男女の勤続年数や管理職比率の差異が主要因となっており、これは仕事の配置や配分、教育・育成、性別役割分担意識などによる男女の偏りが、男女の働き方全体の結果指標にあらわれるものである。すべての組合は、女性活躍推進法にもとづく状況把握項目であることを踏まえ、男女別の賃金実態の把握を行い、職場における男女間賃金格差の是正に向けて取り組みを進める。

V. 要求書提出と回答ゾーン

- ★要求書提出 各構成組織・単組は2月末までに要求を提出する。
- ★回答ゾーン ◆第1先行組合回答ゾーン：3月11日～15日
◆第2先行組合回答ゾーン：3月18日～22日
◆3月度内決着集中回答ゾーン：3月23日～31日

最大のヤマ場：3月13日（水）

VI. 連合広島の取り組み

◆取り組み体制

- ★2019春季生活闘争本部（2018年12月25日設置）、闘争委員会（毎月、執行委員会後に開催）の設置
- ★中小共闘センター（随時、幹事会を開催）：中小労組の賃金・労働諸条件の向上に向けた取り組みの意思統一等
- ★連合広島情報センターの設置
構成組織・単組の春季生活闘争情報（要求および回答・妥結状況等）を構成組織や社会にタイムリーに発信

◆交渉支援

★2019春季生活闘争講座の開催

構成組織・単組の役員等を対象に春闘全般の認識共有をおこなう。
開催日：1月19日（土）

★会場・中小労組対話集会の開催

会場・中小労組の役員を対象に春闘に関わる課題等の共有をおこなう。
開催日：2月16日（土）

◆非正規労働者に関わる取り組み

★「職場から始めよう運動」の取り組み

★「労働問題なんでも相談ダイヤル」の取り組み

- ◆弁護士による特別相談の実施【広島・呉】2月8日（金）10:00～15:00【福山】2月9日（土）10:00～15:00
- ◆全国一斉集中労働相談ホットラインの実施【2月6日（水）～8日（金）】
テーマ「働き過ぎにレッドカード！！～2019年4月から時間外労働に上限規制が導入されます～

◆世論喚起、社会対話等の取り組み

★「クラシノソコアグ応援団！RENGOキャンペーン」の取り組み

- 「クラシノソコアグ応援団！RENGOキャンペーン」第4弾の取り組みと連動し、暮らしの「底上げ」に関するテーマを広く社会に浸透させるとともに、職場と一体となってワーク・ライフ・バランス実現の取り組みを推進する。
- ★県知事・経営者団体等との協議・対話の実施（要請）
【経済団体への要請】2月18日（月）10:00～
【広島労働局への要請】2月18日（月）11:15～
【広島県知事への要請】2月20日（水）14:30～

★春季生活闘争総決起集会の開催

- 【西部（中央総決起集会）】3月2日（土）10:00～11:00（デモ行進11:00～）／広島県庁前広場
- 【南部】3月3日（日）10:00～10:50（デモ行進10:50～）／呉市中央公園（雨天時：MHP S 体育館）
- 【中部（三原・尾道）】3月8日（金）18:30～19:40／三原市民福祉会館
- 【中部（備北・庄原）】3月7日（木）18:30～19:45／グランラッセレ3次
- 【東部】3月2日（土）10:00～11:30／広島県民文化センターふくやま

◆一時金

月例賃金の引き上げにこだわりつつ、年収確保の観点も含め、水準の向上・確保をはかる。

◆すべての労働者の立場にたった「働き方」の見直し

「社会生活の時間」の充実を含めワーク・ライフ・バランス社会の実現と個々人の状況やニーズにあった働き方と処遇のあり方について総合的な検討と協議を行う。

- 1) 長時間労働の是正と均等待遇の実現
 - 2) 人材育成と教育訓練の充実
 - 3) 中小企業・非正規労働者等の退職給付制度の整備
- ①企業年金のない事業所においては、企業年金制度の整備を事業主に求める。
 - ②非正規労働者に年金が支給されるよう、退職金規程の整備をはかる。

◆ワークルールの取り組み

- ①改正労働基準法に関する取り組み
- ②すべての労働者の雇用安定と公正な労働条件確保の取り組み
- ③障がい者雇用に関する取り組み
- ④短時間労働者に対する社会保険の適用拡大に関する取り組み
- ⑤治療と仕事の両立の推進に関する取り組み

◆男女平等の推進

- ①女性活躍推進法、男女雇用機会均等法の周知徹底・点検
- ②あらゆるハラスメント対策と差別禁止に関する取り組み
- ③育児や介護と仕事の両立に向けた環境整備
- ④次世代育成支援対策推進法にもとづく取組の推進